

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正するも
のとする。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年燕・弥彦総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

期末手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するもの(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の別に規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

第14条に次の3項を加える。

- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

第23条第1項中「給与条例第18条から第18条の3までの規定」を「第14条の規定」に、「給与条例第18条第4項中」を「同条第3項中」に、「それぞれその」を「それぞれの」に、「職員にあつては、退職し、又は

死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額
の合計額」を「フルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死
亡した日現在)において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき
給料の月額」に、「職員にあっては」を「パートタイム会計年度任用職員
にあっては」に改める。

第 2 条 燕・弥彦総合事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3
年 4 月 1 日から施行する。